

アルバイトに関する規程

岐阜県立大垣特別支援学校

岐阜県立大垣特別支援学校におけるアルバイトに関わる基本方針は以下のとおりとし、校長に実施届を提出し、アルバイトを実施することができる。

- 1 アルバイトを行う場合は、次の各項を確認する。
 - (1) アルバイトの実施にあたっては、学業を最優先とし、学校における教育活動に支障をきたさない範囲で行うものとする。
 - (2) 保護者の責任において、実施届を提出する。万が一事故が起きた場合には、保護者が一切の責任を取る。
 - (3) 午後10時以降（青少年保護育成条例に違反 労働基準法第61条）はアルバイトを実施しない。
 - (4) 1週間に40時間、1日8時間を超える仕事（労働基準法第32条）を行わない。
 - (5) 飲酒主体の接客業（居酒屋、スナック等）では、アルバイトを実施しない。
 - (6) 未成年の出入りを禁止した場所や射幸心をあおる場所（パチンコ店、ゲームセンター等）では、アルバイトを実施しない。
 - (7) 危険を伴う仕事（高所での作業、その他校長が危険と判断する仕事）では、アルバイトを実施しない。
 - (8) 卒業後の就労先として希望している事業所では、アルバイトを実施しない。

2 アルバイト実施までの流れ

担任と相談

- ・アルバイトに関する規程の確認
- ・実施届の配付



実施届の提出

- ・校長、教頭、部主事、教務主任、生活支援部長、進路支援部長が内容を確認する。



アルバイト実施

- ・保護者の責任のもと、アルバイトを実施する。